

二本松市AIデマンドタクシー導入等業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	関連する資料	質問項目	質問内容	回答内容
1	仕様書	3システムの導入等に係る基本的な考え方(3)②	・市が指定する乗降場所はJR二本松駅とJR安達駅のみで宜しかったでしょうか、他にも指定乗降場所はございますでしょうか。 ・市が指定する乗降場所がJR二本松駅とJR安達駅の2ヶ所の場合、この2ヶ所の行き来できないように制限をかける必要ありますでしょうか	・市全域を4地域(二本松、安達、岩代、東和)に分割して運行し、地域外へ運行する場合はJR二本松駅とJR安達駅の2箇所のみ(二本松地域デマンドタクシーはJR安達のみ、安達地域デマンドタクシーはJR二本松駅のみ)を指定乗降場所とする予定です。 ・ただし、二本松地域デマンドタクシーについては、中心市街地への運行は(前述した指定乗降場所とは意味合いが異なりますが)指定乗降場所のみとする予定です。 ・岩代地域デマンドタクシー及び東和地域デマンドタクシーについては制限をかける必要がありますが、二本松地域デマンドタクシー及び安達地域デマンドタクシーについては制限をかける必要はありません。
2	仕様書	3システムの導入等に係る基本的な考え方(3)②	今回の運行方法は以下の理解で宜しいでしょうか。 ・二本松地域、安達地域、岩代地域、東和地域、それぞれの地域内に限定した利用者任意指定場所行き来は可能(例:安達地域A場所と安達地域B場所の行き来) ・各地域の利用者任意指定場所と(地域内外)指定乗降場所行き来は可能(例:安達地域A場所とJR二本松駅の行き来) ・地域間の移動は指定乗降場所を除いては不可(安達地域A場所と岩代地域B場所の行き来は不可)	お見込みのとおりです。今回の運行方法(予定)は以下のとおりです。 ①各地域内に限定した利用者任意指定場所から利用者任意指定場所への運行 ※二本松地域については、郊外間の運行は①のとおりですが、郊外から中心市街地への運行については、中心市街地で市が指定した乗降場所のみで乗降可能となります。 ②各地域内の利用者任意指定場所から各地域外の指定乗降場所(JR二本松駅、JR安達駅)への運行
3	仕様書	6業務の内容(3)①	市からの連絡・問い合わせに対応する一元的な担当窓口の対応時間は二本松市の開庁時間(8:30-17:15)と同時間、という認識で宜しいでしょうか。尚、緊急時は別途対応と理解しております。	お見込みのとおりです。
4	仕様書	6業務の内容(4)②	住民説明会は市の方で実施、受注者は相談・支援への対応という認識で宜しいでしょうか(同席は想定されていないと理解)。	住民説明会は市で実施し、同席は必須ではありませんが、住民説明会までに市職員への説明・指導が十分に行われなかった場合等、市の判断により同席またはオンラインでの参加を求める可能性があります。
5	仕様書	6業務の内容(5)②	管理者用パソコンの想定仕様をご教示ください。(例:ノート型、インチ数、価格等)	運行管理をスムーズに行う性能及び耐久性を有することを条件とし、有線LANでの通信が可能なものを想定しています。 また、参考見積書の費用内訳に調達する機器の名称等を記載してください。
6	仕様書	7システム要件(1)②	自動で学習し、修正するシステムについて、配車システムが、運行開始後の実際の運行実績に基づき、配車予想時間や、配車から降車までの時間を学習し、日々予測時間の算出を自動で修正し、実態と精緻に近づける機能を具備することとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	仕様書	7システム要件(1)⑫	距離別の運賃計算について、同一乗降拠点間でも予約毎のルートに応じて運賃が変動するのを回避する為、乗降拠点間の直線距離での運賃算出ができる仕様という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	仕様書	7システム要件(3)	LINEミニアプリについて、LINEの普及性の高さと安全性を担保する形をとるために一部対応していない項目があるが、参加は可能でしょうか。(具体的にはLINE内のWeb画面に遷移する形式で予約から乗車まで対応しています)	7システム要件(2)に記載したユーザーアプリを備えており十分に機能を有していると市が認めた場合は可能です。
9	仕様書	7システム要件(2)及び(3)	※記載の(3)LINEミニアプリのみでも同等の機能を十分に要していると市が認める場合は(2)は不要。及び(2)ユーザーアプリのみでも同等の機能を十分に要していると市が認める場合は(3)は不要、とのことですが、どちらかを具備すれば良い、との認識で宜しいでしょうか。また、利用者利便性の観点から(2)(3)両方のアプリを具備がより望ましいという理解でよろしいでしょうか？ ・LINE連携に関しましては、LINEミニアプリ形式での連携をご希望されていると理解しておりますが、宜しいでしょうか。	7システム要件(2)及び(3)については、利用者利便性の観点から両方のアプリを具備していることが望ましいですが、十分に機能を有していると市が認めた場合はどちらか一方で構いません。 LINE連携に関しては、お見込みのとおりです。

二本松市AIデマンドタクシー導入等業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	関連する資料	質問項目	質問内容	回答内容
10	実施要領	3事業費上限額	今回の事業費におけるAIデマンドタクシー運行・受付システム保守管理業務委託料は以下が対象との認識で宜しいでしょうか。東和地域と二本松地域は今回の事業費対象外という認識で宜しいでしょうか。 ・安達・岩代地域の令和8年1月～3月分	お見込みのとおりです。ただし、導入については全ての地域を対象としていますので留意ください。（東和地域、二本松地域のデマンドタクシーが運行する際に、保守管理業務委託料以外に費用がかかることは認められません。）
11	実施要領	4 提案参加要件(1)⑤	今回、コンソーシアム方式にて応募を予定しております。構成企業である企業Aおよび企業Bのうち、企業Aは導入実績に関する要件を満たしておりますが、企業Bは要件を満たしておりません。このような場合でも、コンソーシアムとしての申請は可能でしょうか。また、契約主体を企業Bとすることは認められるでしょうか。	本事業において申請主体と契約主体は同一となりますので、申請が企業体、契約主体は構成企業ということは不可能です。 また、企業体としての導入実績(契約実績)がない場合は、構成企業が要件を満たしているとしても、企業体としての申請は認められません。 ※企業Aが市の承諾を得た上で業務の一部を企業Bに委託することは可能です。 なお、企業体としての導入実績(契約実績)が10団体以上ある場合は要件を満たしますのでご相談ください。
12	実施要領	9選定方法(2)	プレゼンテーション時に操作動画等を用いたデモンストレーションを実施してよいか。	事前に提出した企画提案書の内容に記載されているものであれば実施可能ですが、基本的な操作方法や特徴的な機能についてのデモンストレーションとします。
13	仕様書	3システムの導入等に係る基本的な考え方(3)⑥	運賃の有償、無償の適用対象は、特定の利用者もしくは、特定の期間を指していると考えてよいか。	無償の適用対象は基本的には特定の利用者を指し、具体的には未就学児及び高齢者無料乗車証を保有している者を指します。また、特別な事由がある場合に減免する可能性もあります。
14	仕様書	7システム要件(1)②	「予約時にAIが算出し利用者に案内した配車予想時刻と実際の待ち時間の実績のズレを自動で学習・修正するシステムであること。」とあるが、当社のシステムはAIによる自動学習・修正機能はないが、システムからダウンロードされるデータを基に所要時間係数などの見直しを定期的かつ発注者・運行事業者から依頼があった場合には適宜実施している(所要時間係数の変更はシステム利用料に含むため実質無料)。標記システム要件に対し、当社の対応で仕様を満たすと考えてよいか。	同システム内で学習・修正することが要件ですので、ダウンロードされるデータを別システムに取り込み作業する等、自動学習・修正機能を有していない場合は仕様を満たさないと判断します。 ただし、随時ではなく(利用者の利便性を損なわない程度に)定期的に学習・修正するということであれば仕様を満たすと考えます。
15	仕様書	7システム要件(1)⑫	定時定路線型方式の運行とフルデマンド方式の運行双方でシステム上設定でき、国内での実績を有すること。ただし、実証運行の実績は含めない。」とあるが、定時定路線方式の運行とフルデマンド方式の運行に対応できるシステムであり、そのシステムでの本格運行の実績があれば要件を満たすと考えてよいか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書に記載のとおり、フルデマンド方式の運行を予定しております。
16	仕様書	7システム要件(1)⑬	「エリア別の運賃設定の他に距離別の運賃設定ができ、国内での実績を有すること。ただし、実証運行の実績は含めない。」とあるが、エリア別の運賃設定、距離別の運賃設定に対応できるシステムであり、そのシステムでの本格運行の実績があれば要件を満たすと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
17	仕様書	7システム要件(2)④	「英語表記に対応していること」とあるが、今後必要な場合に対応可能であればよいのか、または運行開始時に対応している必要があるのか。	運行開始時に対応している必要がありますが、方法は指定しません。 (例、設定に言語の選択項目がある、常時併記している、翻訳ボタンがある等)
18	実施要領	9選定方法(3)	・「あらかじめ定められた評価基準」について具体的内容をご教示いただきたい。 ・今回の評価項目は「8企画提案書の提出」での記載項目(業務工程、人員体制、システムの利便性・運行効率、システムの機能性・拡張性、データのアウトプット、研修、運用保守、セキュリティ、マネジメント定着支援)が該当という認識で宜しいでしょうか。その他、評価基準に関して公開可能な情報(配点など)があれば、ご教示ください。	別紙のとおりです。

二本松市AIデマンドタクシー導入等業務委託に係る
公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	関連する資料	質問項目	質問内容	回答内容
19	様式2 プロポーザル参加申込書	代表者氏名について	参加申込書の代表者名は委任者でもよいか。	参加申込書の代表者名は、代表者名に限ります。 ただし、二本松市入札参加資格者名簿に登録されている場合等、契約事務 について委任されている場合は、委任者となります。

※市全域を4地域(二本松、安達、岩代、東和)に分割して運行し、各地域を運行するデマンドタクシーをそれぞれ、【運行区域】デマンドタクシーと表しています。